

砺波剣友会剣道級位審査規則

- 第1条 目的
砺波剣友会は剣道の理念に基づき、その向上に資する目的で、剣道の級位の審査及び授与について定める。
- 第2条 審査員選考委員会
砺波剣友会は審査員選考委員会を設置し級位を審査する五名の審査員を選考する。
選考委員会は、副会長1名、理事2名で構成する。
- 第3条 審査委員長
審査委員長は、審査会を掌理し、審査事務に係る成員を指揮監督する。
- 第4条 審査員の選考・任命
選考委員会の選考により会長が任命する。
- 第5条 審査員の選考基準、審査員の数
選考基準は、六段以上の者とする。
審査員の数は、5名とする。
- 第6条 審査会
審査会場に審査主任を1名置く。
審査主任は審査委員長の指揮を受けて、当該審査場の審査を運営するほか、審査員を掌握する。
- 第7条 審査員の責務
審査員は、審査に当たり常に厳正、適正、かつ、公平であらねばならない。
審査員は、その任務の重要性を自覚し、審査の信用を傷つけ、または不名誉なる行為をしてはならない。
- 第8条 審査の方法
審査の方法および運営の細目については別に定める。
- 第9条 審査の合否
審査員3名以上の合意により合格とする。

第10条 級位の付与基準

- 1 3級は、剣道の基本を学習し、技倆可なる者
 - 2 2級は、剣道の基本を学習し、技倆良なる者
 - 3 1級は、剣道の基本を学習し、技倆優なる者
- ただし、加盟団体が4級以下の級位を定めることを妨げない。

第11条 受審資格

級位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の条件と別に定める条件を満たさなければならない。

なお、高校生以下の者については会員でなくても良い。

- 1 3級は、小学5年生以上
- 2 2級は、小学6年生以上
- 3 1級は、中学1年生以上

第12条 審査料等

級位の審査料、ならびに級位の合格にともなう登録料については、別に定める。

第13条 証書の授与

砺波剣友会会長は、級位の審査に合格したものに対し、証書を授与する。

附則

施行期日等

この規則は、平成18年4月 1日から施行する。

平成22年4月1日

木刀による剣道基本技稽古法の導入に伴い一部改定する

級位審査の方法

1. 実技審査は、規則第 10 条に定める付与基準に基づくほか、下記の項目を着眼点として、当該級位相当の実力があるか否かを審査する。
 - (1) 正しい着装と礼法
 - (2) 適正な姿勢
 - (3) 基本に則した打突
 - (4) 充実した氣勢
2. 剣道基本技稽古法の実施は次のとおりとする。
 - 1 級 木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 9 まで」
 - 2 級 木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 6 まで」
 - 3 級 木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 4 まで」
3. 筆記試験は、当分の間省略する。
4. 実技審査順序
 - (1) 切り返しを行う
 - (2) 稽古を行う
 - (3) 稽古審査終了後、木刀による剣道基本技稽古法の審査を行う。

受審料と登録料

級 位	受 審 料	登 録 料
1 級	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
2 級	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
3 級	1, 0 0 0 円	5 0 0 円

受審資格における別に定める条件

級 位	前提条件	付帯条件
1 級	砺波剣友会の 2 級受有者	飛び級合格の場合は、受審級の受審料と登録料を納付のこと
2 級	砺波剣友会の 3 級受有者	飛び級合格の場合は、受審級の受審料と登録料を納付のこと
3 級		中学入学時に剣道を始めた者は、秋の審査会よりの受審するものとする